

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 安全運転管理者として選任された者が規則第9条の9第1項第2号の規定による教習又は認定を受けているときは、次条の規定により交付された教習修了証又は認定証</u></p> <p><u>(4) 副安全運転管理者として選任された者が規則第9条の9第2項第2号の規定による認定を受けているときは、次条の規定により交付された認定証</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">道 路 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要地方道 新潟安田線</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主要地方道 新潟黒埼インター線</td> <td>新潟市西区青山字道下225番7から新潟市西区山田字堤付2522番3まで</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道上新田 市野坪線</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市道福島柳 橋線</td> <td>見附市福島町499番地2から見附市柳橋町495番まで</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道白根2 -400号線</td> <td><u>新潟市南区北田中字宮下497番6から新潟市南区北田中字宮下497番19まで</u></td> </tr> </tbody> </table>	道 路 名	区 間	(略)		主要地方道 新潟安田線	(略)	主要地方道 新潟黒埼インター線	新潟市西区青山字道下225番7から新潟市西区山田字堤付2522番3まで	(略)		市道上新田 市野坪線	(略)	市道福島柳 橋線	見附市福島町499番地2から見附市柳橋町495番まで	(略)		市道白根2 -400号線	<u>新潟市南区北田中字宮下497番6から新潟市南区北田中字宮下497番19まで</u>	<p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 安全運転管理者等として選任された者の履歴書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 安全運転管理者として選任された者の自動車運転管理経歴書又は次条の規定により交付された教習修了証若しくは認定証</u></p> <p><u>(5) 副安全運転管理者として選任された者の自動車運転管理経歴書、自動車運転経歴書又は次条の規定により交付された認定証</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">道 路 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要地方道 新潟安田線</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道上新田 市野坪線</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道白根2 -400号線</td> <td><u>新潟市南区北田中字宮下497番15から新潟市南区北田中字宮下497番19まで</u></td> </tr> </tbody> </table>	道 路 名	区 間	(略)		主要地方道 新潟安田線	(略)	(略)		市道上新田 市野坪線	(略)	(略)		市道白根2 -400号線	<u>新潟市南区北田中字宮下497番15から新潟市南区北田中字宮下497番19まで</u>
道 路 名	区 間																																
(略)																																	
主要地方道 新潟安田線	(略)																																
主要地方道 新潟黒埼インター線	新潟市西区青山字道下225番7から新潟市西区山田字堤付2522番3まで																																
(略)																																	
市道上新田 市野坪線	(略)																																
市道福島柳 橋線	見附市福島町499番地2から見附市柳橋町495番まで																																
(略)																																	
市道白根2 -400号線	<u>新潟市南区北田中字宮下497番6から新潟市南区北田中字宮下497番19まで</u>																																
道 路 名	区 間																																
(略)																																	
主要地方道 新潟安田線	(略)																																
(略)																																	
市道上新田 市野坪線	(略)																																
(略)																																	
市道白根2 -400号線	<u>新潟市南区北田中字宮下497番15から新潟市南区北田中字宮下497番19まで</u>																																

(略)		(略)	
市道榎山の 下線	(略)	市道榎山の 下線	(略)
市道城山茅 野山線	新潟市江南区茅野山1丁目2191番 1から新潟市江南区茅野山1丁目 2126番まで		
市道亀田1 -295号線	新潟市江南区茅野山3丁目2197番 3から新潟市江南区茅野山3丁目 2197番3まで		
市道亀田1 -539号線	新潟市江南区茅野山3丁目2127番 4から新潟市江南区茅野山3丁目 2139番1まで		
(略)		(略)	

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。
別記様式第7及び別記様式第7の2を次のように改める。

別記様式第7

事業所コード								<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解任			
<h2 style="margin:0;">安全運転管理者に関する届出書</h2> <p style="text-align:right; margin:0;">年 月 日</p> <p>新潟県公安委員会 殿</p> <p>届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名</p> <p><input type="checkbox"/>安全運転管理者を選任 <input type="checkbox"/>安全運転管理者を解任 <input type="checkbox"/>届出事項を変更</p> <p style="margin-left: 200px;">} したので</p> <p style="margin-left: 200px;">住 所</p> <p style="text-align:right;">印</p> <p>下記のとおり相違ないことを届出（証明）します。 (電話)</p>													
①選任年月日 <small>(初めて選任届を出した年月日)</small>	年 月 日					⑦ 使 用 の 本 拠	事業所 名称	(ふりがな)					
②安全運転 管理者氏名	(ふりがな)						事業所 所在地	(電話)					
③資 格 要 件	生年月日 <small>(年齢)</small>	年 月 日 <small>(歳)</small>					業種別	<input type="checkbox"/> 1 官公署	<input type="checkbox"/> 2 公社公団等	<input type="checkbox"/> 3 農業	<input type="checkbox"/> 4 林業	<input type="checkbox"/> 5 漁業	<input type="checkbox"/> 6 鉱業
	<input type="checkbox"/> 運転管理の経験2年以上		<input type="checkbox"/> 公安委員会の教習修了者で管理の経験1年以上				<input type="checkbox"/> 7 建設業	<input type="checkbox"/> 8 製造業	<input type="checkbox"/> 9 卸・小売業	<input type="checkbox"/> 10 不動産業	<input type="checkbox"/> 11 金融保険業	<input type="checkbox"/> 12 運輸業	
	<input type="checkbox"/> 公安委員会の認定						<input type="checkbox"/> 13 電気・ガス業	<input type="checkbox"/> 14 通信業	<input type="checkbox"/> 15 サービス業	<input type="checkbox"/> 16 代行業	<input type="checkbox"/> 17 その他		
④安全 運 転 管 理 者 の 管 理 経 験	勤務所名	役職名	在職期間			⑧使用の本拠における 自動車台数			⑨使用の本拠における 運転者数				
			年 月から 年 月まで 年 月間			乗 用 車	大型	台	免許 種別	一種	二種		
			年 月から 年 月まで 年 月間				準中型	台	大型	人	人		
			年 月から 年 月まで 年 月間			貨 物 車	普通	台	中型	人	人		
			年 月から 年 月まで 年 月間				大型	台	準中型	人	—		
			年 月から 年 月まで 年 月間				中型	台	普通	人	人		
		年 月から 年 月まで 年 月間			軽	台	計	人	人				
⑤職務上の地位					大型特殊	台	大特	人	人				
⑥運転免許 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					小型特殊	台	大自二	人	—				
					大型二輪	台	普自二	人	—				
					普通二輪	台	小特	人	—				
					計	台	計	人	人				
通勤 マイカー 利用状況	乗用車		貨物車		自動 二輪	原付	計	⑩前 安 全 運 転 管 理 者					
	普通	軽	普通	軽							解任年月日	年 月 日	
											氏名		
免許保有者数					人					解任事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転任 <input type="checkbox"/> 台数減 <input type="checkbox"/> 閉鎖・倒産 <input type="checkbox"/> その他 ()		
全従業員数 (役員含む。)					人					備考			

- 注： 1 安全運転管理者を解任した後、直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、⑩前安全運転管理者欄に記入することによって解任届を兼ねることができます。
- 2 副安全運転管理者を設ける事業所の安全運転管理者は、30歳以上であることが資格要件です。
- 3 事業所の名称、所在地等に変更があった場合は、変更前の名称、所在地等を備考欄に記載してください。
- 4 ⑨の運転者数は、2以上の免許を保有している場合は上位免許のみ記載してください。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。